

Title	カント法哲学における「道徳性」の近代的意義
Author(s)	米田, 恵
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2018, 52, p. 37-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76062
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

カント法哲学における「道徳性」の近代的意義

米田 恵

キーワード：カント／法／道徳／規範／近代性

序論

W. ケアスティングは、その著書『自由の秩序』のなかで、カント法論における法と道徳の関係性について、一見矛盾するようにも見える二つの側面を示している。一方で、「道徳性は法的状態の発生条件でも維持条件でもない。法的理性の構想に対応する共存秩序が可能であるためには、超越論的自由を考へるといふことですら必要ではない」¹⁾。他方で、「法論は、妥当理論上、『実践理性批判』において根拠づけられた道徳哲学に依存している」²⁾。ケアスティングの理解に従えば、カントの法は、道徳から〈独立〉しつつ、道徳に〈依存〉している。カントの法は、万人の自由の両立可能性を原理とする法の法則に基礎を置いている。万人の自由の両立は各人の外的行為のみを規制することで確保されるため、法に適った行為が求められる際に、その行為の動機は問題とならず、行為が道徳的心術によるものであるかどうか問われる必要はない。この意味で、法は道徳から独立している。その一方で、法の法則が、客観的に妥当するものとして万人がそれに拘束されることを求める「法則」である以上、それぞれの主観的な諸条件がどうであれ、「法則であるがゆえにそれに従う」ということが、人間にとって可能であるのでなければならない。法則であるという形式のみに従って意志規定するということは、欲求や傾向性に由来する諸々の経験的な遂行条件に依拠することなく、理性だけを意志の規定根拠とするということであり、この意味で、法は人間の「道徳性」に依存している。この法の二つのあり方はともに、カントが法構想の

基礎に法の法則を置いていることの当然の帰結である。

しかし、道徳への〈依存〉という後者の特性は本来、意志規定の根拠が法則の形式だけだということによってはじめて成立するはずである。それにもかかわらず、法が道徳からの〈独立〉という前者の特性をも含み、行為に向かう動機を問わないということは、いかにして主張可能であるか。一見すると矛盾するように見える二つの条件をつなぐのは、「普遍的法則として意志されうる」³⁾ 強制である。万人の自由を両立可能にする法則は、私の自由を可能にするものでもあり、この法則に従った行為規定へと方向づける強制は、同時にこの法則として私によって意志されうる。法則として意志される強制が、法が規定する外的行為の遂行原理の位置に措定されることによって、法に従って行為する際の主観的心術がどうであれ、法的行為の規定根拠が法則であるという道徳的形式が確保される。これにより、行為の動機を問わない法において、法則の形式という理性表象だけを意志の規定根拠とするという「道徳性」が認められることになる。こうしてケアスティングは、カントの法を道徳に依存しつつ道徳から独立したものとして整合的に示し、「超越論的自由を欠いた法として」でもなく「超越論的自由の法として」でもなくそれを理解する⁴⁾。

ケアスティングは、カントによる法概念の規定から読み取れる要素を整合的に理解するために、法に従うという行為における次元と、そもそも法が人間にとって可能であるための条件という次元を区別し、前者に〈独立〉という特性を割り当て、後者に〈依存〉という特性を割り当てていることになる。ケアスティングのこの理解から見ると、カントの法哲学における法と道徳との関係を単純な依存関係とみなす解釈と、単純な独立関係とみなす解釈は、どちらも否定される。前者の解釈をケアスティングは「道徳目的論的な法解釈」と呼ぶ。この解釈は、法と道徳のあいだに目的論的な連関を想定するという仕方での法論理解である⁵⁾。法を「超越論的自由の実現の可能性を保護すべきもの」⁶⁾ とみなし、道徳法則の遂行という目的に対する手段としての役割を法に与えるこの解釈において、法の道徳からの独立は想定されえず、

法は道徳に依存してのみ構想可能なものとなる。他方で、後者の解釈として挙げられるのは、エビングハウスに代表されるような、法についての「独立性テーゼ」である⁷⁾。エビングハウスは次のように主張する。「カントの法論は人間の選択意志の自由という消極的な概念に限定されており、このことは同時に、この法論がカントの批判哲学およびその超越論的観念論から独立していることを意味している」⁸⁾。この解釈では、カントの法は、彼の批判的道徳哲学とは無関係に構想されたものとみなされる。

上述のように、これらの両解釈をケアスティングは否定するのだが、興味深いのは、その際彼が、カントの記述との表面的な不整合だけを理由にしているのではないということである。法の妥当性が問われる場合に、両解釈が根拠とするものは、カントにおける規範一般の基礎づけと相容れないということが、それらが退けられる理由となっている。本稿はこのことを示すために、まず、「道徳目的論的な法解釈」および「独立性テーゼ」とケアスティングの理解とが、それぞれ法の妥当性の根拠としているのは何かということをも明確にする [1]。そして、カントにおける規範の妥当性をテーマに論じたケアスティングの著作を参照し、規範の拘束性を基礎づけようとするカントの理論構築が置かれた近代的文脈について確認する [2]。ここでのケアスティングの議論を前提とすれば、「独立性テーゼ」と「道徳目的論的な法解釈」の両者を否定するという彼の主張は当然の帰結であることがわかる [3]。先取りして言えば、ケアスティングの見解では、法を含む規範一般の妥当性を基礎づける際にカントが回避しようとした所与の前提や理論構築上の不備を、両解釈は法哲学のうちに再び持ち込むことになっているということが明らかになる。本稿はこの考察を通じて、カントが法哲学の基礎に「道徳性」を置いていると考えることの意義を明確にする。

1. 法の妥当性の根拠

1-(1) 「道徳目的論的な法解釈」

道徳目的論的な法解釈は、道徳的自由に基づいて義務を遵守することが感性界において可能であるよう保障することこそが、法の本来の目標であると考える。法は、道徳的義務のための手段とみなされ、義務に基づいてなされる義務に適った行為を保護するためのものと考えられる。しかし、まずそもそも、法を道徳性のための手段であるとするこの主張は、カントの道徳性概念との整合性という点で、維持不可能なものである。ケアスティングが正しく指摘するように、主観性のみを問題とするカントの道徳性概念は、「行為の述語ではなく意志の述語」であり、「外的な状況からは原理的に独立している」⁹⁾。このとき、法の妥当性は道徳的自由の必要条件でも十分条件でもない。道徳的自由に基づいた義務遵守とは、それが義務であるということ以外のあらゆる条件を考慮することなしに、義務にあって行為するということである。それゆえこうした義務遵守は、義務以外の条件にほかならない、法による保障という「外的な状況」にはそもそも依拠しえない。つまり、感性界における義務遵守の可能性を確保するということは論理的に不必要である。

だがここでの問いは、この解釈が法の妥当性の根拠としているものについてである。ケアスティングは、道徳目的論的な法解釈による根拠づけとヴォルフにおける法の演繹とのあいだに類似性を見ている。ヴォルフは、法の根本に「道徳と法を包括した自然法の最上原理」をおく。人間の完全化を命じるこの原理は、「人間本性に直接根拠をもつ実質的な原理」である。¹⁰⁾人間はその本質において、この原理に従うことを生得的義務として課せられている。道徳は、このように自然によって義務づけられている事柄を包括し、法は、そうした義務をなすという権限を強制力によって保護する。ヴォルフのこのモデルにおいて、法が規定する権利は道徳的な義務に論理的に依存しており、それゆえ道徳的義務は権利に対して優位にある。これは、カント法論の道徳目的論的解釈と同様の構造である。ヴォルフにおいてこの根拠づけのモデル

が可能なのは、道徳性の概念の基礎を、実質的な原理をもつ「自然法」に置いているからである。人間の完全性の追求ははじめから目標として掲げられており、それが道徳的義務を方向づける。そして、この義務を遂行することは権利であり、法はその保護を目指すものとして構想される。それゆえ、法はあらかじめ定められた目的をもつ自然を前提として、拘束力を持って妥当すると言えることになる。道徳目的論的な法解釈とヴォルフの理論との類似性の考察から推測されるのは、この解釈が、ヴォルフのモデルが含むこうした目的論的自然観に相当する所与の前提を、法の妥当性の根拠として含んでいるということである。

1-(2) 「独立性テーゼ」

ケアスティングによれば、独立性テーゼを主張するエビングハウスのようなカント法論解釈は、次のような「誤った推論」¹¹⁾に基づいている。法は外的行為のみを規定するので、法的行為が成立するための前提という意味では、法は自律的な意志の概念から独立していると言うことができる。独立性テーゼは、このことから直接、義務原理が妥当するための前提という意味でも法論が超越論的自由から独立していると考える。この推論は、法の遂行と法の根拠という異なる問題を混同したまま結びつけている。法的行為を構成し、法の遂行を可能にする条件としては、道徳的な内面性は確かに問題とならない。その一方で、「法の根拠に関するカントの重大な発言においては、道徳的自由、拘束性、人格性といった概念が登場する」のであり、それが「カント法論の妥当性の前提」となっている。¹²⁾独立性テーゼが否定するのは、まさにこうした法の妥当性にとっての可能性の条件という地位を道徳性に与えることである。まず、ケアスティングが指摘するように、この見解には「道徳的自由」や「拘束性」、「人格性」という概念についてのカントの発言との整合性が見出せないという点で、カント解釈として不備があると言うことができる。しかしむしろここで問題とするのは、カントの発言には見られる「道徳性」にまつわる要素を独立性テーゼが否定するとすれば、このテーゼが法

の妥当性の根拠とするのは何であるかということである。

独立性テーゼは、法的行為の条件と法の基礎づけという二つの観点において同時に、法の道徳からの独立を主張する。ケアスティングによれば、このとき独立性テーゼが法の法則の客観的妥当性の根拠として引き合いに出すのは、「合理性のコンセプト」である。「自由で知性的な選択意志は、いかなる行為にも潜在的に伴う自身の諸条件を、法において明確に知ることができる。……人間が自己の自由な行為の条件を反省するときにはわかるように、立てられたいかなる目的によってもその目的を実現するためには自由が望まれ、それとともに自由を確保するための必要条件もまた望まれる」¹³⁾一定の行為がうまくいくことに対する直接的な利害関心は、形式的な「自由の利害関心」を必要条件としており、この「自由の利害関心」を反映しているのが「法の利害関心」である。¹⁴⁾それゆえ、自由で知性的な選択意志が自らの自由な行為を「利害関心」として意欲するのであれば、その必要条件として、法の妥当性をもまた「利害関心」として意欲することになる。独立性テーゼは、このように「合理的でことさら憐れを要求するもの」¹⁵⁾として法を構想することによって、法の客観的妥当性を確保しようとする。

1-(3) ケアスティングの法論理解

ケアスティングのカント理解においては、法が万人に妥当する法則であるがゆえに万人がそれに拘束されるという仕方で、法の客観的妥当性が説明されている。¹⁶⁾法は、「万人の自由の両立可能性」を妥当性の根拠とすることで、自らの法則としての客観性を示し、その法則と同時に意志される強制を通じて、遵法の心術を問うことなしに、自らの拘束性の根拠をも確保する。

私たちが、自由の両立可能性の原理を根拠として他者の有する権利を認め、その法則的妥当性を根拠として自身の行為を規制する場合、「他者による法的義務づけ」は「自己による道徳的義務づけ」として成立する。¹⁷⁾このとき、法によって義務づけられたものとして自らをみなすという人間のあり方は、法則の妥当性を根拠に法則に適った行為へと自らを強制する「道徳性」とし

て説明される。この「道徳性」において、法の法則性を認識する原理とそれを遂行する原理とが一致していることで、法が客観的に妥当し拘束力をもつことの根拠も確保される。¹⁸⁾この場合、処罰による脅しといった「感受的な強制」¹⁹⁾なしに、法的状態が可能となる。

それに対して、他者の有する権利の法則的妥当性という根拠が受け入れられない場合には、「他者による法的義務づけ」は失敗し、法的-感受的強制が必要となる。しかしこの強制もまた、「道徳的-法的義務づけの根底に存する基礎づけ関係および動機づけ関係が、外的因果関係として」²⁰⁾転換されたものと考えられる。自由の両立可能性を認識原理とする法則において同時に意志される強制が、法の遂行原理として措定されることで、認識原理と遂行原理が法則という形式において一致する。この形式的な「道徳性」のもとで、感受的に強制される場合であっても、法の妥当性と拘束性の根拠は確保される。²¹⁾

法の妥当性を説明するこの連関において、強制は二つの仕方考えられている。第一には、法則的妥当性のみを根拠に理性的に意志規定しようとする自己が、感受的にも影響される自己の行為を法に適った仕方へと自ら規制するという、自己強制としてのあり方である。第二に、こうした自己強制が働くことのない場合において、法則に適った行為規定へと法を通じて感受的に強制されるというあり方である。このとき、感受的強制は、私が自らの自由を確保するための法の法則とともに、私自身によって意欲されうるものとみなされる。このことによって、感受的強制を伴う場合にも、法は理性法としての正統性を担保しうる。

法則の表象を通じて自らを規定しようとする理性的意志をそなえた存在者が、感受的影響のもとにもある自らの行為を、道徳的な自己強制によって、あるいは、法則とともに意志されうる法的-感受的強制を通じて、法に適った仕方へと規制する。これらの場合には——第一の場合は直接的であり、第二の場合は間接的-形式的であるが——ともに、法が万人に妥当する法則であるということが法の遂行原理となっている。これにより、法の法則性の認

識原理とその遂行原理とが、たんなる法則性ということで一致し、法が法則として万人に妥当することの根拠がはじめて担保される。法が規範として妥当するということの可能性、そして、各人がそれに適った外的行為に向けて自らの意志を規定するということの可能性、あるいはまた、各人の行為規定に反してでも、感受的な強制によって法的規範と行為との一致をもたらすという可能性は、すべて、法則性という理性表象のみを根拠とした意志規定という「道徳性」概念に基づいている。

2. 「道徳性」概念に基づいた規範の基礎づけの近代的意義

『政治と法』に収められた論文、「カントにおける法と道徳の妥当根拠」²²⁾において、ケアスティングは、近代という時代が共有する問題意識のなかで、カントがいかにして規範の妥当性と拘束性を基礎づけようとするのかについて論じている。神学的な絶対主義が色あせ、目的論的な自然のコンセプトが新しい自然科学によって取って代わられた近代においては、なぜ人間が道徳や法に従わなければならないのか、という規範の拘束性の根拠について、伝統的な仕方でも神や自然の概念に依拠することでは説明がつかない。ケアスティングのこの論文では、近代性という文脈において規範の妥当性を基礎づけ、その拘束性を確保する理論構築の試みとして、カントの実践哲学が考察されている。ここでは、ホッブズの契約論もこうした試みの一つとして並べられる。本節では、ケアスティングの議論に従って、ホッブズとカントの理論を対比させ、カントにおける規範が「道徳性」の概念を基礎に置いているということの意義を明確にする。

2-(1) ホッブズによる規範の基礎づけ

ケアスティングは、ホッブズの契約論を、「主意主義」に基づいた「規範の意味論」の創出として言語論的に説明する。²³⁾ 神を失った世界、純粹に事実としてのみ人間の前に姿を現す自然は、人間の生の状況にとって拘束力のあ

る存在の秩序を示すことはない。ここでは、規範の世界の拘束性要求は、あらゆる客観的な存在論的支えを欠いている。そこでホッブズは、かつての神の位置に人間の意志を置き、道徳的世界の創出を言語論的に語るという戦略をとる。ホッブズにとって「道徳と法は集団的な発明であり、拘束性理論的な無からの創造に由来する」。そして規範の拘束性は、それを創出する「契約の言語によって自らを表現する人間の意志」に掛かっている。「自己を義務づけ、権利を付与するという発明的で保証的-契約的な発話行為」を通じて、規範の世界が創出される²⁴⁾。人間の意志が、契約の言語を通じて自己を表現することによって、自己をその契約のうちに拘束する。こうして人間は、自ら創り出した規範的秩序のうちに自らを組み込むことで、自分たちにとっての道徳的世界を紡ぎ出す。人間の意志による契約の言語行為に依拠してのみ、規範の意味論は可能となる。

ホッブズの立論では、規範への契約的一致の必然性を支えているのは、個人主義的な合理性の判断である。諸個人はそれぞれ別々に、「怜悯の規則と利益を最大にする戦略」²⁵⁾において、一つの同じ関心状況を追求する。自然状態を離れること以上に理性的であることはありえないだろう、自然状態への逆戻りを阻止するような考え方や行為の仕方を支持する以上に有益なことはありえないだろう、という合理的判断が諸個人を契約へと駆り立て、そうした諸個人の集合体として道徳的世界が成立する。この世界の内、リヴァイアサンが創出され、それが政治的権威と法的権限を与えられた道徳的人格となり、市民は義務と権利の担い手となる。この筋書きにおいては、当初の契約の意志に先立って、合理性の判断が働いている。つまり、ホッブズの規範の拘束性は、怜悯な関心追求を合理化するという既存の連関に、契約の社会化理論を組み込むことによって基礎づけられているとすることができる。

2-(2) カントによる規範の基礎づけ

カントの実践哲学もまた、近代の問題意識のもとで規範の拘束性を正当化するという同じ文脈において捉えられる。ただレケアスティングは、ホッブ

ズの立論を「受容した上で体系的にラディカルに押し進めた」²⁶⁾ものとして、カントの拘束性理論を理解する。ホッブズの主意主義においては、はじめに契約への意志があり、契約の言語行為を通じた自己拘束という形をとって、規範の拘束性が創出される。しかし、そもそもの起源となる契約の意志の必然性は、個人主義的な関心追求に向かう合理的判断に基づいている。ホッブズにおいて契約の意志の前提とされるのは、「エゴイズムを怜悯にし、傾向性に役立ち、分別をもって自己管理をする」²⁷⁾そうした個人主義的な自己保存の合理性である。だが、あらゆる目的論的な支えを欠いているはずの近代という問題設定のもとで、なぜホッブズの言う自己保存の合理性だけが、はじめから契約の意志にとっての前提となりうるのだろうか。

カントの拘束性もホッブズと同様、「規範的な無」から創出される自己拘束という形で語られるのだが、カントの場合さらにラディカルであり、この自己拘束は、生の関心から導出されるようなすべての行為連関から切り離される。合理的関心に裏づけられた契約の言語というホッブズの「原行為」²⁸⁾は、自律的な理性の立法という人間の「決定」に置き替えられる。このとき、各人に相対的な意志の規定根拠がすべて度外視されることになり、それゆえ必然的に、規範は、あらゆる理性的存在者にとっての共存秩序でありうるものとして思考可能となる。またこの「決定」を根拠とすることで、同じく必然的に、拘束力をもつものとして規範を考えることが可能となる。「根拠のない世界において自らを根拠として立てるという決定」²⁹⁾において、理性は、自由を可能にする条件への関心すら自らの外部に前提として置くことなしに、拘束性を創出する。それは、あらゆる前提条件から独立した、完全に「ミュンヒハウゼン的な行為」³⁰⁾である。このときカントは、規範の拘束性理論の構築において、ホッブズにはいまだ残存する外部から前提された所与の目的の設定を、少なくとも形式上取り去ったことになる。人間は、「理性的である」という自らの決定だけに基づいて規範の拘束性を語る。

とはいえ、ここにはまだ、「理性的である」という所与の前提が隠されているように見える。なぜ人間は、自らをそのように考えなければならないの

か。ケアステイングは、この問題を十分に認識している。³¹⁾この批判的論点は、「理性的である」ことが存在論的な規範要求ではないことを示すことで回避される。規範の基礎づけが置かれているのと同じ近代の文脈において、人間は存在論的に方向づけられたいかなる場をももつことはできず、自由な存在者として自らをみなすほかない。人間は、「一切の目的論的な外的支えなしに自分自身を描き、所与のあらゆる拘束性から解放された自らの自由そのものを、自らのすべての実践的拘束性の唯一の源泉として、自らにとって理解できるものとするという必然性の前に置かれている」³²⁾この必須の自己構造化が論理的に破綻することなく維持されるために、理性が取れる戦略は、つねに自らのみを基準とすることだけである。批判期以降のカントがたどり着いた結論は、この自由な自己の構造化を「意志の自律」として構想することである。³³⁾意志が「理性的である」ことの形式だけによって法則的に規定される場合にのみ、理性は自らを自由なものとして考えることができる。つまり、規範の拘束性を基礎づける際の「理性的である」という前提の措定は、それ自体もまた、近代の要求のもとで、神や自然の秩序から距離をとって自らを構造化せざるをえない人間の「ミュンヒハウゼンの行為」なのであり、存在の構造をよりどころとして規範的に要求される目的ではない。「理性としての自らを意志する理性という媒介においてのみ、理性はそうあるべき理性的であることの源泉として現れる」³⁴⁾。

カントもホッブズ同様、理性の自己保存と規範の拘束性とを結びつけて規範の妥当性を基礎づける。ただし、二人の違いは次の点にある。ホッブズは、自己保存を所与の目的とした契約の言語行為から規範の妥当性を導く。しかし、人間理性の自己保存が、神や自然の概念を通じて無批判に前提されるわけではないとすれば、自己保存という目的設定を当然のものとして措定することで、規範を正当化できるわけではない。これに対してカントは、規範を語るということが可能となるのは、理性の自己保存、すなわち「意志の自律」を想定することにおいてのみであることを示し、規範の妥当性を導く。そして、この理性の自己保存はそれ自体、近代の要求に導かれた人間理性の想定

に係留されている。人間にとって「規範」という概念の使用が可能なのは、この完全に「ミュンヒハウゼンの」な自己構造化を前提した場合のみであり、このときはじめて規範の拘束性を、妥当性をもつものとして考えることができる。ここに、理性に依拠した規範の意味が創出され、拘束性の言語一般が基礎づけられる。それゆえ、近代の問題設定をつきつめて考察するならば、次のように言わなければならない。「意志の自律を想定することには、ある前提としての地位が付随しており、この前提に……私たちの道徳的-法的なディスクルスの概念的なものの全体の、還元しえない規範の意味が依拠している」³⁵⁾。

3. ケアスティングの法論理解における「道徳性」の意義

3-(1) 「法の道徳目的論的解釈」の問題点との対比

道徳目的論的なカント法論解釈では、それが法の妥当性の根拠としている前提に関して、ヴォルフのモデルとの共通性が見出された。ヴォルフは、法と道徳の根底に、それらを包括する自然法の実質的な原理を置き、この原理が求める、完全性の追求という人間の道徳的義務と、それを遂行する権利を保障する法という形で、道徳と法を規範的に基礎づける。この基礎づけのモデルは、自然法の原理の正統性を支える目的論的な自然観に基礎を置いている。道徳目的論的な法解釈もまた、道徳的義務がその遵守の手段としての法的義務に対して優位にあるという、ヴォルフの理論と類似のモデルである。ヴォルフにおける自然法の原理の位置に道徳法則が置かれ、義務に基づいて行われる義務に適った行為の正統性は当然のものとする。だとすれば、ヴォルフのモデルを支える自然観に相当する何らかの前提が、追求されるべき道徳的義務の基礎に置かれているのでなければならない。

前章で見たように、ケアスティングが近代性という文脈においてカントの拘束性理論について語るとき、規範を基礎づけるというカントの問題設定のスタート地点にあるのは、神や目的論的な自然観といった無批判な前提につ

いてはすべて、もはやそれらを道徳や法の根拠とすることはできないという認識であった。この観点からすれば、道徳目的論的な解釈は、カントが拘束性理論からすでに排除したはずの前提を、法論の中に再び導入してしまっていることになる。それゆえ、このような前提を置くことのできない世界において規範の妥当性を基礎づけようとするカントの理論構築の意義は、こうした解釈には反映されない。そこでは、規範一般についての近代の問題性が残存したままであり、それゆえ法の妥当性もまた、いまだ基礎づけられていないことになる。

これに対して、ケアスティングの理解におけるカントの法は、この問題を免れている。法は、道徳的自由に基づいた義務遵守を保護するものではなく、万人の自由の両立という外的な事態を確保するものである。ケアスティングが、法の道徳への〈依存〉を主張するのは、「法則であるがゆえにそれに従う」という人間の「道徳性」が法の可能性の条件だからである。万人の自由の両立可能性を認識原理とする法の法則が、法則として意志される強制を媒介として遂行原理の形式性を確保し、法則の形式という理性表象に基づいた法の構想が可能になる。このときにはじめて、法の拘束力の妥当性ととともに、「法であるがゆえに法に従う」という法のあり方を考えることができる。「道徳性」は、こうした意味で、法が法であるための条件なのであって、法の目的として法の優位にあるのではない。

3-(2) 「独立性テーゼ」の問題点との対比

「独立性テーゼ」が、法の基礎づけからも道徳性を排除するために、法の妥当性の根拠としてもち出す合理性というコンセプトは、自らの自由の可能性の条件として、怜悯な判断において必然的に法を意欲する個人主義的合理性であった。これはまさに、ホッブズの規範の基礎づけモデルと一致する。ホッブズにおいて、規範の拘束性は、人間による契約の言語行為を起源としている。それは、人間の意志に由来するのであって、神にも自然の目的にも依拠しない。しかし、契約の意志の必然性を担うのは個人主義的な関心追求

のための合理的判断であり、契約の起源である人間の意志の外部に、自己保存という出所の異なる所与の目的が前提され、その目的の恻愴な追求として、規範への契約的一致が正当化される。ホッブズのこの戦略は、近代性という問題に対して、完全に一貫した仕方では対処していない。そこでは、規範の根拠から、神や自然概念に由来する伝統的な目的論は排除されるのだが、個人主義的な自己保存という、目的論的に設定された生の意味だけは、批判を免れて保存されている。それゆえ、規範が拘束力をもって妥当するために、なぜ自己保存の合理性を前提としなければならないのかということについて、ホッブズのモデルでは説明しえない。独立性テーゼは、この問題をホッブズと共有しており、同じく、規範としての法の妥当性を基礎づけられていないことになる。

それに対して、ケアスティングの理解によれば、カントは、理性の自己保存と規範の拘束性の根拠を、ともに、近代性という問題設定の必然的帰結として、「意志の自律」に基づける。無批判な目的論を取り除くという近代性の文脈において、そもそも規範という概念が意味をもつのは、自律としての理性の自己保存に依拠した場合のみである。そして、同様にこの文脈における人間の自己構造化は、自由を想定する理性の自己保存においてのみ可能である。ホッブズの規範の基礎づけモデルが、自己保存という所与の目的のための合理的手段として規範を創出する人間を描くものであるなら、カントのそれは、自らの理性が意志の唯一の規定根拠でありうるということを自ら決定し、規範の拘束性を可能にするような人間を描く。近代以降、人間にとって義務や拘束性といったものがありうるとすれば、「純粹理性は、実践的な、すなわち意志を規定するのに十分な根拠を自らの内に含みうる」(V 19)³⁶⁾という命題は、人間によって「逆に前提されるのでなければならない」³⁷⁾つまり、規範を語ることと道徳性の規定は、同じ基盤の上にある。ケアスティングのこの理解において、カントの「道徳性」概念に依拠した法の妥当性の意義は、近代という文脈において唯一規範の拘束性の意味を担保しうるような、そうした理論構築の営みにある。

[注]

- 1) Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin 1984; 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn 2007, S.91.
- 2) Ebd., S.93.
- 3) Ebd., S.103.
- 4) Ebd., S.94. なお、以上のようなケアスティングの法論理解については、米田恵「カントにおける〈法の道徳からの独立〉と〈法の道徳への依存〉の整合性」、『メタフュシカ』第48号、2017年にて詳しく論じた。
- 5) Ebd., S.114 ff.
- 6) Hans-Ludwig Schreiber, *Der Begriff der Rechtspflicht. Quellenstudien zu seiner Geschichte*, Berlin 1966, S.42.
- 7) Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O., S.109 ff.
- 8) Julius Ebbinghaus, Die Strafen für Tötung eines Menschen nach Prinzipien einer Rechtsphilosophie der Freiheit, *Kant-Studien Ergänzungsheft* 94, Bonn 1968, S.21 f.
- 9) Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O., S.116 f.
- 10) Ebd., S.119.
- 11) Ebd., S.113. Vgl. Ebbinghaus, a.a.O., S.20ff.
- 12) Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O., S.110.
- 13) Ebd., 111.
- 14) Ebd.
- 15) Ebd., S.112.
- 16) Vgl. Ebd., S.100ff.
- 17) Vgl. Ebd., S.146f. また、「私が同時に自らを拘束するのでない限り、私は自らを他人に対して拘束された者とみなすことはできない。私が自らを拘束された者とみなすのは法則のためであり、その法則はあらゆる場合において私自身の実践理性から生じてくるからである」(VI, 417 f.)。『徳論』でのカントのこの論証に基づいて、道徳的な「自己の義務づけ」から法的な「他者による義務づけ」を導出するロジックについては、別途論じる。
- 18) 認識原理と遂行原理が一致する場合にのみ、実践的法則は主観的原則である「格率」から区別され客観的妥当性をもちうるという、『実践理性批判』におけるカントの議論の理解については、Vgl. Gertrud Scholz, *Das Problem des Rechts in Kants Moralphilosophie*, Diss.Köln 1972, S.165ff.
- 19) Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O., S.146.

- 20) Ebd., S.147.
- 21) 強制的道徳的可能性と法の客観的妥当性との関係に関して、米田恵、前掲論文、82-86 頁参照。また、Vgl. Scholz, a.a.O., S.203ff. および Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O., S.100ff.
- 22) W. Kersting, Der Geltungsgrund von Moral und Recht bei Kant, in: ders., *Politik und Recht*, Weilerswist 2002, S.304-333.
- 23) Ebd., S.305 ff.
- 24) Ebd., S.306.
- 25) Ebd.
- 26) Ebd., S.308.
- 27) Ebd., S.315.
- 28) Ebd., S.306. ケアスティングは、ホッブズにおいて神の創造になぞらえられる契約的合意という人間の決定を、このように表現している。
- 29) Ebd., S.309.
- 30) Ebd., S.310.
- 31) Vgl. Ebd., S.309.
- 32) Ebd., S.310.
- 33) カントにおいて、前批判期と批判期以降とで異なる二つの構想については、以下を参照。Vgl. Scholz, a.a.O., S.192 f. および Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, a.a.O. S.95 ff.
- 34) Kersting, Der Geltungsgrund von Moral und Recht bei Kant, a.a.O., S.310.
- 35) Ebd., S.316.
- 36) カントの著作からの引用は、アカデミー版全集にもとづき、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で、本文中に括弧で表記する。
- 37) Ebd., S.313 f.

(大学院博士後期課程学生)

Zusammenfassung

Die moderne Bedeutung der „Moralität“ in der kantischen Rechtsphilosophie

Megumi YONEDA

W. Kersting legt in seiner Schrift „*Wohlgeordnete Freiheit*“ in Bezug auf die Beziehung zwischen Recht und Moral zwei verschiedene Seiten vor, die einen scheinbaren Gegensatz enthalten. Er sagt einerseits :„Sittlichkeit ist weder Entstehungs- noch Erhaltungsbedingung eines rechtlichen Zustandes. Die Möglichkeit einer dem rechtlichen Vernunftentwurf entsprechenden Koexistenzordnung bedarf nicht einmal der Denkbarkeit der transzendentalen Freiheit“. Andererseits behauptet er :Das Recht muss „die »moralische Persönlichkeit«, die »nichts anders als die Freiheit eines vernünftigen Wesens unter moralischen Gesetzen« ist, als Bedingung seiner objektiven Gültigkeit voraussetzen“. Das Recht bei Kant ist gleichzeitig unabhängig und abhängig von der Moralität. Kersting argumentiert hier überzeugend diese These.

Nach Kerstings Ansicht werden die zwei folgenden Interpretationen abgelehnt, die die Beziehung zwischen Recht und Moral als ein einfältiges Abhängigkeits- und auch ein einfältiges Unabhängigkeitsverhältnis ansehen. Er nennt die erstere „die moralteleologische Rechtsauffassung“ und die letztere „die Unabhängigkeitsthese“. Er weist die Interpretationen nicht nur wegen der Unstimmigkeit mit Kants Darstellung ab, sondern auch deswegen, weil sie die Gründe, die der Grundlegung der Verbindlichkeit der Normen überhaupt bei Kant widersprechen, für die Rechtsgültigkeit annehmen. Um diesen Punkt zu behandeln, machen wir hier zuerst deutlich, was „die moralteleologische Rechtsauffassung“, „die Unabhängigkeitsthese“, und Kerstings Abhandlung als Gründe für die Rechtsgültigkeit annehmen. Wir ermitteln dann einen modernen Kontext, in den sich der kantische Thesenaufbau für die Grundlegung der Verbindlichkeit der Norm einsetzt. Wir sehen selbstständig aus dem letzteren Argument ein, dass die Gründe, die die beiden Interpretationen für die Gültigkeit des Rechts annehmen, unter der Voraussetzung der Moderne unzulässig sind. Wir zeigen durch diese Betrachtung die Bedeutung der „Moralität“, die Kant seiner Rechtsphilosophie zugrunde legt.